

○文部科学省告示第百五十号

令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催に際し、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十九条の規定に基づき、対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設の区域並びに当該対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和三年八月二十三日

文部科学大臣 萩生田 光一

一 日本武道館ラストマイル

期間	令和三年八月二十七日から二十九日まで		
対象大会関係施設の所在地	東京都千代田区	九段北一丁目及び九段南一丁目	
対象大会関係施設の区域	東京都千代田区	九段北一丁目及び九段南一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	東京都千代田区	飯田橋一丁目及び二丁目、神田神保町三丁目、北の丸公園、九段北一丁目及び二丁目、九段南一丁目及び二丁目、西神田三丁目並びに富士見一丁目（いずれも次	

備考	<p>の図面に示す部分に限る。)</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>	
----	---	--

二 東京国際フォーラムラストマイル

期間	令和三年八月二十六日から三十日まで	
対象大会関係施設の所在地	東京都千代田区	丸の内二丁目及び三丁目並びに有楽町二丁目
対象大会関係施設の区域	東京都千代田区	丸の内二丁目及び三丁目並びに有楽町二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関	東京都千代田区	丸の内及び有楽町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

係施設周辺地域	東京都中央区	京橋三丁目、銀座一丁目から五丁目まで及び八重洲二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>		

三 馬事公苑ラストマイル

期間	令和三年八月二十六日から三十日まで	
対象大会関係施設の所在地	東京都世田谷区	<p>上用賀一丁目から四丁目まで、経堂一丁目及び五丁目、桜、桜丘一丁目から三丁目まで及び五丁目、桜新町、世田谷二丁目、弦巻五丁目並びに用賀二丁目から四丁目まで</p>
対象大会関係施設の区域	東京都世田谷区	<p>上用賀一丁目から四丁目まで、経堂一丁目及び五丁目、桜、桜丘一丁目から三丁目まで及び五丁目、桜新町</p>

<p>期間</p>	<p>令和三年八月二十六日から三十日まで</p>						
<p>四 馬事公苑ラストマイル（成城学園前駅）</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="300 203 767 607"> <p>備考</p> </td> <td data-bbox="300 607 767 943"> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p> </td> <td data-bbox="300 943 767 2011"> <p>「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="767 203 1235 607"> <p>対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域</p> </td> <td data-bbox="767 607 1235 943"> <p>東京都世田谷区</p> </td> <td data-bbox="767 943 1235 2011"> <p>、世田谷二丁目、弦巻五丁目並びに用賀二丁目から四丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p> <p>上用賀一丁目から四丁目まで及び六丁目、経堂、豪徳寺二丁目、桜、桜丘、桜新町、新町二丁目及び三丁目、世田谷一丁目から三丁目まで、玉川台、弦巻一丁目及び三丁目から五丁目まで、船橋一丁目及び三丁目、宮坂並びに用賀二丁目から四丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p> </td> </tr> </table>	<p>備考</p>	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>	<p>「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>	<p>対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域</p>	<p>東京都世田谷区</p>	<p>、世田谷二丁目、弦巻五丁目並びに用賀二丁目から四丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p> <p>上用賀一丁目から四丁目まで及び六丁目、経堂、豪徳寺二丁目、桜、桜丘、桜新町、新町二丁目及び三丁目、世田谷一丁目から三丁目まで、玉川台、弦巻一丁目及び三丁目から五丁目まで、船橋一丁目及び三丁目、宮坂並びに用賀二丁目から四丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>備考</p>	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>	<p>「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>					
<p>対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域</p>	<p>東京都世田谷区</p>	<p>、世田谷二丁目、弦巻五丁目並びに用賀二丁目から四丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p> <p>上用賀一丁目から四丁目まで及び六丁目、経堂、豪徳寺二丁目、桜、桜丘、桜新町、新町二丁目及び三丁目、世田谷一丁目から三丁目まで、玉川台、弦巻一丁目及び三丁目から五丁目まで、船橋一丁目及び三丁目、宮坂並びに用賀二丁目から四丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>					

対象大会関係施設の所在地	東京都世田谷区	成城二丁目
対象大会関係施設の区域	東京都世田谷区	成城二丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	東京都世田谷区	成城二丁目から六丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。		

五 海の森水上競技場ラストマイル

期間	令和三年八月二十七日から二十九日まで及び同年九月二日から四日まで	
対象大会関係施設	東京都江東区	新木場一丁目及び二丁目

の所在地	対象大会関係施設 の区域	対象大会関係施設 に係る対象大会関 係施設周辺地域
東京都江東区	東京都江東区	次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と十三に掲げ る点とを結んだ 線により囲まれ た区域のうち陸 地以外の区域
新木場一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部 分に限る。）	新木場一丁目及び二丁目、辰巳三丁目並びに夢の島一 丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る 。	一 北緯三十五度三十八分十五秒、東経百三十九度四 十九分三十八秒の点 二 北緯三十五度三十八分十三秒、東経百三十九度四 十九分三十八秒の点 三 北緯三十五度三十八分十二秒、東経百三十九度四 十九分三十四秒の点 四 北緯三十五度三十八分十秒、東経百三十九度四十 九分三十四秒の点 五 北緯三十五度三十八分十秒、東経百三十九度四十 九分三十一秒の点

- 六 北緯三十五度三十八分七秒、東経百三十九度四十九分十五秒の点
- 七 北緯三十五度三十八分六秒、東経百三十九度四十九分十一秒の点
- 八 北緯三十五度三十八分二十秒、東経百三十九度四十九分十秒の点
- 九 北緯三十五度三十八分三十秒、東経百三十九度四十九分十三秒の点
- 十 北緯三十五度三十八分四十七秒、東経百三十九度四十九分十六秒の点
- 十一 北緯三十五度三十八分四十八秒、東経百三十九度四十九分二十秒の点
- 十二 北緯三十五度三十八分三十七秒、東経百三十九度四十九分四十五秒の点
- 十三 北緯三十五度三十八分二十四秒、東経百三十九度四十九分四十五秒の点

六 夢の島公園アーチエリー場ラストマイル

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

期間	令和三年八月二十七日から三十一日まで及び同年九月二日から四日まで	
対象大会関係施設の所在地	東京都江東区	
対象大会関係施設の区域	東京都江東区	新木場一丁目並びに夢の島一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ線	<ul style="list-style-type: none"> 一 北緯三十五度三十八分三十二秒、東経百三十九度四十九分二十二秒の点

及び一に掲げる
点と十二に掲げ
る点を結んだ線
により囲まれた
区域のうち陸地
以外の区域

- 二 北緯三十五度三十八分三十五秒、東経百三十九度四十九分二十二秒の点
 - 三 北緯三十五度三十八分三十七秒、東経百三十九度四十九分二十一秒の点
 - 四 北緯三十五度三十八分三十六秒、東経百三十九度四十九分十八秒の点
 - 五 北緯三十五度三十八分五十三秒、東経百三十九度四十九分十三秒の点
 - 六 北緯三十五度三十九分四秒、東経百三十九度四十九分十秒の点
 - 七 北緯三十五度三十九分九秒、東経百三十九度四十九分十六秒の点
 - 八 北緯三十五度三十九分十一秒、東経百三十九度四十九分三十二秒の点
 - 九 北緯三十五度三十九分九秒、東経百三十九度四十九分三十八秒の点
-

七 陸上自衛隊朝霞訓練場ラストマイル（朝霞駅）

<p>対象大会関係施設の所在地</p>	<p>期間</p>	<p>備考</p>	
<p>埼玉県朝霞市</p>	<p>令和三年八月三十日から同年九月五日まで</p>	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>	
<p>本町二丁目</p>			<p>十 北緯三十五度三十九分六秒、東経百三十九度四十九分三十九秒の点 十一 北緯三十五度三十八分三十七秒、東経百三十九度四十九分五十秒の点 十二 北緯三十五度三十八分三十三秒、東経百三十九度四十九分三十四秒の点</p>

対象大会関係施設 の区域	埼玉県朝霞市	本町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設 に係る対象大会関 係施設周辺地域	埼玉県朝霞市	青葉台、仲町、根岸台一丁目、五丁目及び六丁目並び に本町二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部 分に限る。）
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄 に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少 なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は 、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>		

八 陸上自衛隊朝霞訓練場ラストマイル（和光市駅）

期間	令和三年八月三十日から同年九月五日まで	
対象大会関係施設 の所在地	埼玉県和光市	本町及び丸山台一丁目
対象大会関係施設	埼玉県和光市	本町及び丸山台一丁目（いずれも次の図面に示す部分

九 陸上自衛隊朝霞訓練場ラストマイル（光が丘駅）

<p>の区域</p> <p>対象大会関係施設</p> <p>に係る対象大会関係施設周辺地域</p>	<p>埼玉県和光市</p>	<p>に限る。）</p> <p>下新倉一丁目及び二丁目、中央一丁目、新倉一丁目、本町並びに丸山台一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>		
<p>期間</p>	<p>令和三年八月三十日から同年九月五日まで</p>	
<p>対象大会関係施設の所在地</p>	<p>東京都練馬区</p>	<p>光が丘二丁目及び三丁目</p>
<p>対象大会関係施設の区域</p>	<p>東京都練馬区</p>	<p>光が丘二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>

<p>対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域</p>	<p>東京都練馬区</p>	<p>田柄五丁目並びに光が丘二丁目、三丁目及び五丁目から七丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>		